# 北名古屋市総合福祉センターもえの丘非常時対応について

北名古屋市総合福祉センターもえの丘利用者の安全確保のため、非常時については、下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1　暴風警報等発令時について

⑴　臨時休館

〇北名古屋市に以下の警報が発表されたとき。

・レベル３警報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）

・レベル４危険警報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）

・レベル５特別警報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）

・暴風もしくは暴風雪警報

〇市災害対策本部から以下が発表されたとき

・警戒レベル３高齢者等避難

・警戒レベル４避難指示

・警戒レベル５緊急安全確保

〇施設の破損、停電、周辺道路の冠水その他風水害の発生により、利用者の安全確保が困難となったとき

〇その他、利用者の安全確保のた施設管理者が必要と認めるとき

上記以外は平常通り開館します。

⑵　再開時刻

警報等が解除された場合、個人使用については２時間後に、専用使用については、以下の表のとおり使用を再開します。

| 警報解除時刻 | 専用使用再開時刻 |
|---|---|
| 午前７時までに解除 | 午前９時から |
| 午前11時までに解除 | 午後１時から |
| 午後４時までに解除 | 午後６時から（日曜日及び月曜日は休館） |

なお、専用使用については、午後４時（日曜日及び月曜日は午前11時）までに解除されない場合は、使用中止とします。

ただし、北名古屋市内において被害が発生した場合等、状況に応じて開館しない場合があります。

２　地震・火災発生時について

⑴　臨時休館

・北名古屋市で震度５弱以上の地震が発生したとき

・南海トラフ地震に関する臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

・その他、利用者の安全確保の為、施設管理者が必要と認めるとき

※　開館後に発生、発令された場合は速やかに閉館します。

⑵　再開日

施設や周辺の安全が確保された場合、上記の再開基準に準じます。

３　新型ウイルス等による感染症発生時について

⑴　臨時休館

新型ウイルス等感染症拡大による国・県の「緊急事態宣言」の発令又は県内・市内の感染者発生状況により、臨時休館とすることがあります。

⑵　再開日

感染症発生状況に応じ、再開日を決定します。

ただし、再開後においても人数及び使用可能施設等の使用制限を設けることがあります。

４　周知方法について

施設入口・市ホームページにて臨時休館及び再開の案内を周知します。

５　使用料還付について

警報等発令時及び異常気象による臨時休館及び施設管理側に瑕疵・過失がない故障等により施設が使用できなくなった場合は、施設使用料は還付しますが、その他の補償はできませんのでご了承ください。

6　その他

使用責任者は、施設を使用する前に館内避難経路図の確認を行うとともに、使用中に地震・火災等が発生した場合は、速やかに使用を中止し、利用者への避難誘導を行ってください。